

5. 保健指導に関する各制度の比較

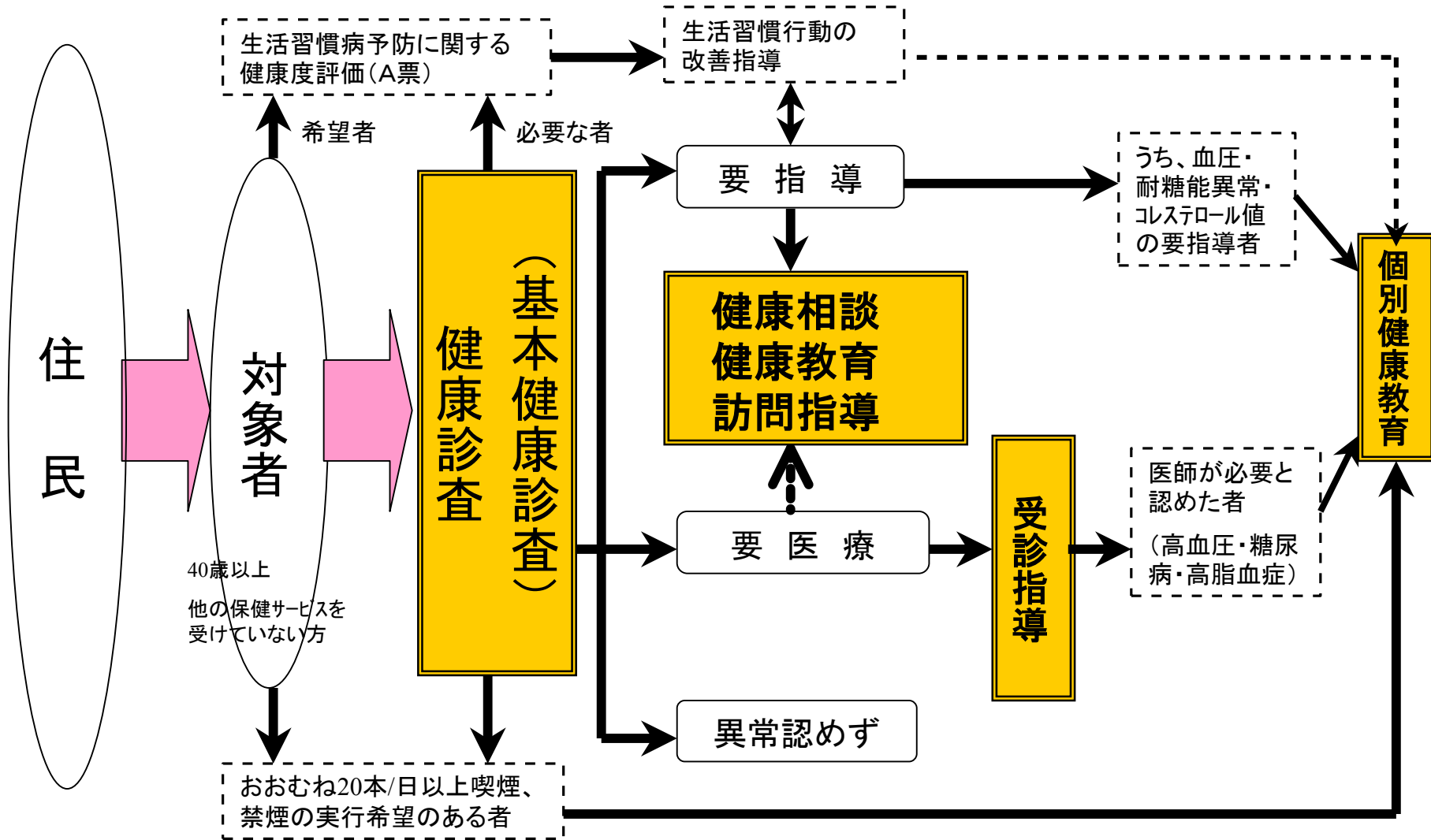
制度	老人保健						
根拠規定等	保健事業実施要領						
健診結果を活用して行われる保健指導に該当する事業等	〈健康教育〉	〈健康相談〉	〈健康診査〉	受診指導	訪問指導		
健診結果を活用して行われる保健指導に該当する事業等	個別健康教育 種類： ①高血圧 ②高脂血症 ③糖尿病 ④喫煙者	集団健康教育 種類： ①歯周疾患 ②骨粗鬆症（転倒予防） ③病態別 ④薬 ⑤一般	重点健康相談： ①高血圧 ②高脂血症 ③糖尿病 ④歯周疾患 ⑤骨粗鬆症 ⑥病態別 総合健康相談：	生活習慣病予防に関する健康度評価（A票）	生活習慣行動の改善指導	受診指導	訪問指導
対象者	①～③： 1)基本健康診査の血圧測定あるいは、血液化学検査あるいは、糖尿病に関する検査において、「要指導」と判定された者 2)「要医療」と判定された者のうち、医師が必要と判断した者 ④： 喫煙者（概ね1日20本以上喫煙）で禁煙の実行を希望する者	40歳以上の者、必要に応じその家族等	40歳以上の者、必要に応じその家族等	40歳以上の者	①基本健康診査において、「要指導」と判定された者のうち、生活習慣行動の改善指導が必要と評価されたもの。 ②基本健康診査において、「要医療」又は「要精検」と判定された者のうち、受診の結果医療の必要はないが生活習慣行動の改善指導が必要と評価されるもの。 ③上記以外で生活習慣病予防のために生活習慣行動の改善指導が必要と認められる者。	基本健康診査の結果、「要医療」と判定された者	40歳以上の者で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要と認められる者及びその家族
実施方法、内容等	①～③： 期間は6か月間を原則。 食生活運動調査や各検査を実施し、生活習慣改善目標の設定や達成度の確認、また健康教育教材等を用いた説明等対象者の特性や実施意欲を踏まえ、個人面接による保健指導を実施する。 ④： 期間は3か月間を原則。 初回指導時に喫煙状況等の把握、検査（呼気CO濃度、尿中ニコチン濃度）、健康教育教材を用いた説明等を実施した後、禁煙の準備や実行等に関して必要な指導を個人面接又は電話若しくはこれに準ずる方法で、禁煙開始の前後及び禁煙開始後概ね1か月ごとに実施。 実施人数、被指導者の年齢、指導内容、結果の推移などについて分析、質の向上に資する。 集団健康教育、訪問指導その他の保健指導の活用や、自主グループの育成・支援等、適切な指導が継続して行われるよう配慮する。	他の保健事業との同時実施や特別の教材の使用等方法を工夫しながら、歯周疾患、骨粗鬆症（転倒予防）、病態別（肥満、高血圧、心臓病等）、薬、一般（生活習慣病予防のための日常生活、食生活、健康増進の方法等）について実施する。 参加者に対して、アンケート調査等を行い、実施方法や内容が適切なものであったかどうかを検討し、その後の改善に努める。	個人の食生活その他の生活習慣を勘案し、健康に関する指導及び助言、また必要に応じ血圧測定等を実施する。 健康教育、健康診査等他の保健事業等との連携を保ちながら実施する。	A票の回答結果や基本健康診査の結果その他該当対象者の生活習慣行動の把握に資する情報を総合的に評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定する。	健康度評価（生活習慣行動質問票に関するもの）や基本健康診査等の結果から判断される健康状態について説明するとともに、生活習慣行動における問題点を指摘し、対象者の状況に即した具体的な生活習慣行動の改善点を指導する。 健康度評価の結果については、実施した保健活動を対象者個人ごとに又は地域全体として評価する際の指標とするなど、その活用について工夫することが望ましい。	対象となる者に対する医療機関への受診を指導する。 受診結果等について把握に努め、継続的な保健指導に役立てる。	本人及び家族等からの相談、健康度評価その他の保健事業から対象者を把握し、生活習慣病の予防等に関する指導、要介護状態になることの予防に関する指導を行う。 指導内容を分析、評価することにより、事後の訪問指導に資する。また、効果的な実施を推進する観点から、関係機関との連携を図る。
主な実施者	医師、保健師、管理栄養士等	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等	医師、歯科医師、保健師、管理栄養士その他生活習慣病の予防等に関し知識経験を有する者	医師、保健師、管理栄養士等	医師、保健師、管理栄養士等	—	保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等
判定基準	判定と指導区分あり。「異常認めず」「要指導」「要医療」						

※本表は、基本健康診査を中心とした保健指導についてまとめたものである。

制 度	労働衛生		医療保険による保健事業			母子保健
			組合管掌健康保険	政府管掌健康保険	国民健康保険	
根拠規定等	労働安全衛生法第66条の5	労働安全衛生法第66条の7	・健康保険法第150条 ・健康保険組合事業運営基準	・健康保険法第150条 ・政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱	国民健康保険法第82条	母子保健法第10条
健診結果を活用して行われる保健指導に該当する事業等	健康診断実施後の措置	保健指導等	・健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康保持増進のために必要な事業 ・保健指導等	・健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康保持増進のために必要な事業 ・健診事後指導	健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業	保健指導
対象者	労働者(医師が必要と認めるとき)	健康の保持に努める必要があると認める労働者	被保険者又は被扶養者	原則として健診の結果、指導区分「軽度異常」「経過観察」の者	被保険者	妊娠婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者
実施方法、内容等	必要に応じ日常生活での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査若しくは精密検査、治療のための受診の勧奨等。深夜業に従事する労働者については、睡眠指導や食生活指導等を一層重視。		医療を要する者に対して必要に応じ受診勧奨を行うとともに、生活習慣等に関する指導事項を付記するなど、検診の事後指導の徹底を図るほか、生活習慣改善等の必要な者に対しては継続的な保健指導を実施。	生活指導・栄養指導等。	規定なし。実行上は老人保健制度の保健事業に準じて、健康教育、健康相談、訪問指導等を実施する。	妊娠、出産又は育児に関して、診察ないし診断の結果、必要な療養の指導、疾病の予防若しくは健康増進に必要な保健上の注意、助言を与え、日常生活において保健上守るべき事柄を指示し、指導する。
主な実施者	医師又は保健師		医師、保健師、管理栄養士等	医師、保健師、管理栄養士等	規定なし(概ね、医師、保健師、管理栄養士、看護師、健康運動士等)	医師、歯科医師、助産師、保健師等
判定基準	規定なし(有所見者のみ医師が個別に判定)		規定なし	指導区分の基準あり。5段階。「異常なし」「軽度異常」「経過観察」「要治療」「要精密検査」	規定なし	医師が個別に判定

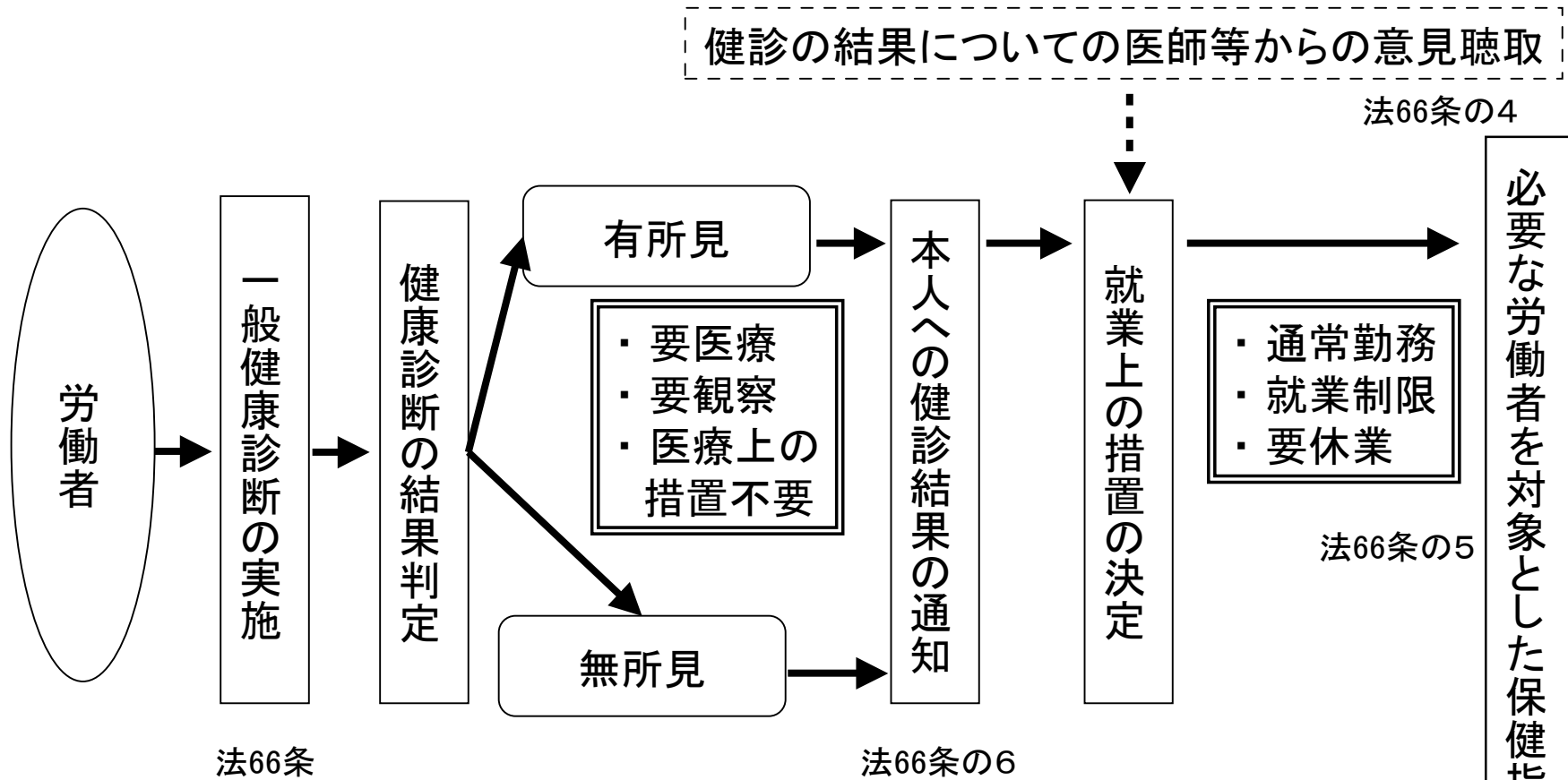
制 度	学校保健			私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法	地方公務員等共済組合法
根拠規定等	・学校保健法第7条 ・学校保健法施行規則第7条	・学校保健法第9条 ・学校保健法施行規則第13条	・学校保健法第11条 ・児童生徒の健康診断マニュアル	私立学校教職員共済組合法第26条	国家公務員共済組合法第98条	地方公務員等共済組合法第112条
健診結果を活用して行われる保健指導に該当する事業等	結果の通知とともに9項目の事後措置の内容のうち、1. 2. 3. 9 (1. 疾病の予防処置を行うこと2. 必要な医療を受けるよう指示すること3. 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること9. その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと)	事後措置	健康相談	福祉事業：健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業	福祉事業：健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業	福祉事業：健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
対象者	児童、生徒、幼児及びその保護者、学生に対して、結果通知と指導区分に基づいた事後措置	健康診断にあたった医師が、健康に異常があると認めた職員。	健康診断の結果や医師による健康相談の結果から継続して管理や指導を必要としている場合等	私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及びその被扶養者	規定なし(各共済組合の内部規定による)	規定なし(各共済組合の内部規定による)
実施方法、内容等	疾病の予防、必要な医療の受診・検査・予防接種を受けるよう指示、またその他発育、健康状態等に応じた保健指導を実施。	指導区分に基づき、再検査や予防接種、治療のための受診の勧奨等。	日時を設定し計画的、継続的な実施や必要な時に随時実施。	主に個別相談(規定なし)	主に個別相談(規定なし)	主に個別相談(規定なし)
主な実施者	学校 (事後措置：学校医及び主治医の指導助言をもとに行う。)	医師	養護教諭	医師、保健師、管理栄養士等	医師、保健師、管理栄養士等	医師、保健師、管理栄養士等
判定基準	指導区分あり(生活規制の面及び医療の面(結核について))	指導区分あり(生活規制の面及び医療の面)医療の面：「1」必要な医療を受けるよう指示すること「2」必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること「3」医療又は検査等の措置を必要としないこと	—	規定なし(健診実施機関による)	規定なし(一般健康診査については人事院規則に準じる)	規定なし(組合及び全国市町村職員共済組合連合会による)

6. 老人保健事業における健康診査に関する保健指導



※ 老人保健事業は、健康手帳、健康相談、健康教育、機能訓練、訪問指導の場を利用して保健指導を実施。

7. 労働安全衛生法における健康診断に関する保健指導



(保健指導等)
 第66条の7 事業者は第66条第1項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第5項のただし書の規定による健康診断又は第66条の2の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。
 2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

法66条の7

8. 健診その他の保健事業に要する費用

<p>老人保健法の規定により市町村が行う保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査 ・肝炎ウイルス検診 等 ・がん検診 	<p>国、都道府県、市町村が1/3ずつ費用負担(自己負担は3割程度)</p> <p>地方交付税措置</p>	<p>約 904億円</p> <p>1標準自治体あたり0.5億円</p>
<p>労働安全衛生法の規定により事業主が行う健診等</p>	<p>事業主負担</p>	<p>—</p>
<p>国民健康保険法の規定により各保険者が行う健診等</p>	<p>主に保険料により費用を負担(自己負担については保険者の任意)</p>	<p>市町村 約 422億円 (0.43%)</p> <p>国保組合 約 137億円 (1.61%)</p>
<p>政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診等</p>	<p>主に保険料により費用を負担(自己負担についての国の基準あり)</p>	<p>約 553億円 (0.74%)</p>
<p>健康保険法の規定により健康保険組合が行う健診等</p>	<p>主に保険料により費用を負担(自己負担については保険者の任意)</p>	<p>約2,036億円 (3.30%)</p>

- (注) 1. 費用は平成14年度の金額(政府管掌健康保険については、予算上の数字)。
 2. 括弧内は各保険者における支出総額に占める割合。
 3. がん検診の費用の標準自治体とは65歳以上人口21,000人とされている。
 4. 労働安全衛生法の規定により事業主が行う健診等に要する費用については把握していない。

9. 各制度の健康診査の受診者数等

	受診者数	対象者数	受診率
基本健康診査(老人保健事業) (平成14年度 地域保健・老人保健事業報告)	12,330,044人	28,977,593人	42.6%
がん検診 (老人保健事業) (平成14年度 地域保健・老人保健事業報告)	胃がん 4,371,784人	33,656,712人	13.0%
	肺がん 7,490,412人(※1)	32,864,278人	22.8%
	大腸がん 6,052,473人	35,306,201人	17.1%
	子宮がん 3,863,380人(※2)	26,515,244人	14.6%
	乳がん 3,337,202人(※3)	26,824,473人	12.4%
一般健康診断 (労働安全衛生対策)	11,794,484人(※4)	—	—
一般健康診査 ※5 (組合管掌健康保険) (平成14年度健康保険組合の保健福祉事業について)	被保険者 —	—	76.3%
	被扶養者 —	—	8.6%
一般健診 (政府管掌健康保険) (平成14年度実績)	被保険者 3,152,078人	12,315,000人(※6)	25.6%
	被扶養配偶者 78,967人	3,534,000人(※7)	2.2%
基本健康診査、人間ドック (国民健康保険)	基本健康診査 897,572人	—	—
	人間ドック 752,642人	—	—
1歳6か月児健康診査(母子保健) (平成14年度 地域保健・老人保健事業報告)	1,085,159人	1,187,705人	91.4%
3歳児健康診査(母子保健) (平成14年度 地域保健・老人保健事業報告)	1,053,813人	1,198,896人	87.9%
就学時の健康診断(学校保健)	—	—	—
児童、生徒、学生及び乳児の健康診断(学校保健)	—	—	—
職員の健康診断(学校保健)	—	—	—

※1 肺がん検診受診者数は、胸部エックス線検査による検診受診人数である。

※2 子宮がん検診受診者数は、頸部(あわせて体部を受診した者を含む。)の検診受診人数である。

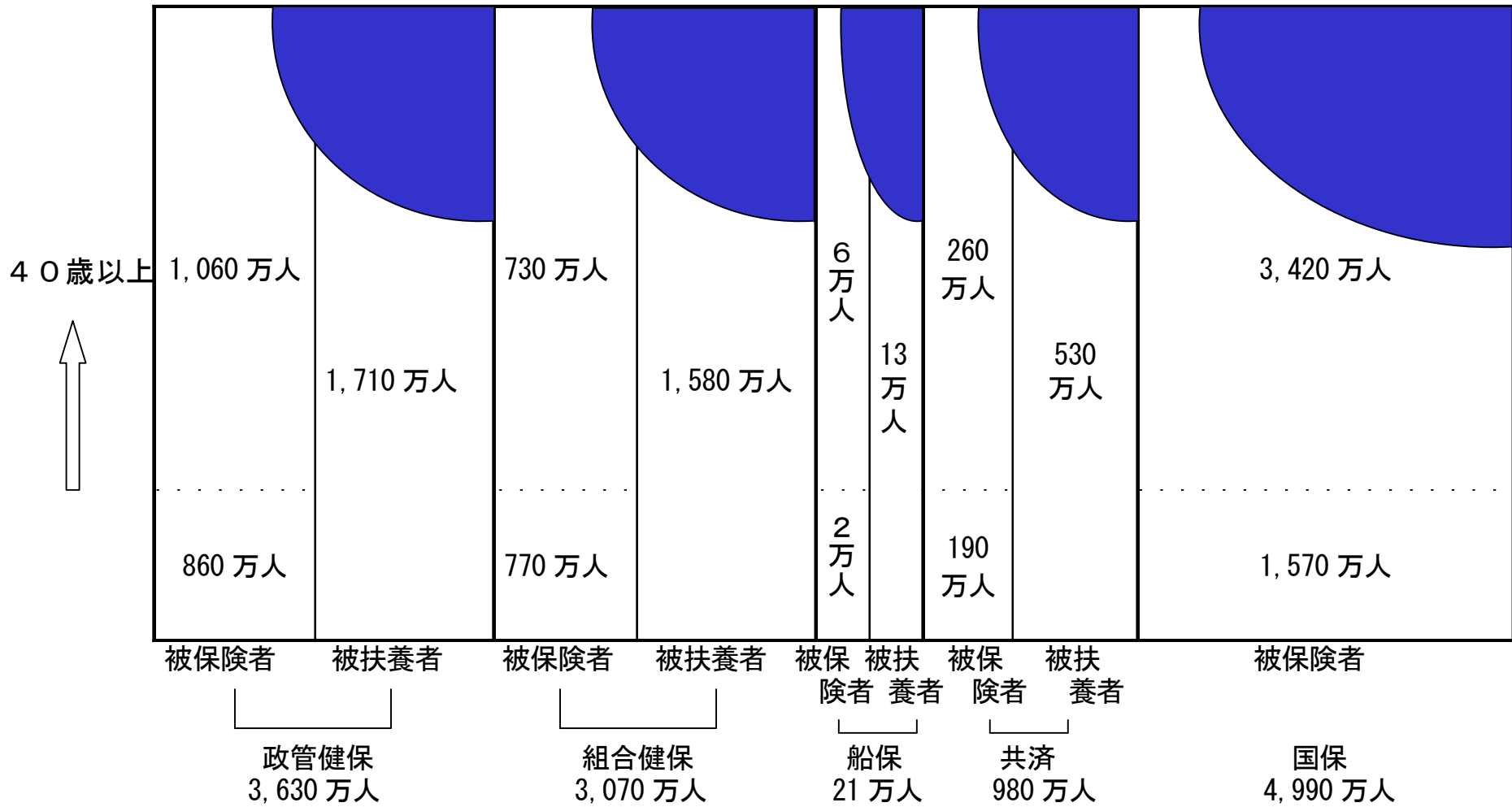
※3 乳がん検診受診者数は、視触診方針とマンモグラフィ併用方式を合わせた検診受診人数である。

※4 労働安全衛生規則第52条に基づく常時50人以上の労働者を使用する事業者による定期健康診断結果報告による人数である。

※5 対象者数、受診者数ともに回答のあった組合(被保険者については291組合、被扶養者については82組合)を対象に算出した平均受診率である。

※6 対象者数は、平成14年3月末の被保険者総数に健康保険被保険者実態調査報告(平成13年10月)による35歳以上の被保険者の割合を基に推計した人数である。

※7 対象者数は、平成14年3月末の被扶養者総数に健康保険被保険者実態調査報告(平成13年10月)による被扶養者の続柄別年齢構成(40歳以上)を基に推計した人数である。



○ 40歳以上の医療保険加入者 = 6,600万人
 ○ 老人保健事業(基本健康診査)受診者(平成14年度) = 1,233万人

(注) 老人保健事業は、職域等の他の保健事業を受けることができない40歳以上の者を対象。

出典：老人保健事業受診者・・・地域保健・老人保健事業報告
 各制度被保険者、被扶養者数・・・厚生労働省保険局調べ

10. 精度管理の現状

1 精度管理の意義について

精度管理とは検査結果の精度を適正に保つために講ずる措置である。精度管理は、検査室内で自主的に実施される「内部精度管理」と、検査室外から評価を受ける「外部精度管理」の二つに大別される。

「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に基づき、衛生検査所（人体から排出され、又は採取された検体について血液学的検査、病理学的検査等を行う場所であって、病院、診療所等の施設内の場所を除く。）については、都道府県知事による登録の基準として、精度管理責任者の配置や、標準作業書、作業日誌等の作成といった内部精度管理に関する基準や、都道府県その他適当と認められる者が行う外部精度管理調査を受けなければならないこと等が規定されている。

（参考）衛生検査所の登録基準における精度管理の概要（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条、第12条の2）

- ・ 内部精度管理

- ①精度管理責任者の配置
- ②検査方法、基準値、判定基準、検体の採取条件・保存条件・提出条件等を記載した検査案内書の作成
- ③標準作業書（検体受領標準作業書、検体搬送標準作業書、測定標準作業書等）の作成
- ④作業日誌（検体受領作業日誌、検体搬送作業日誌、測定作業日誌等）の作成
- ⑤台帳（委託検査管理台帳、試薬管理台帳、統計学的精度管理台帳、外部精度管理台帳等）の作成

- ・ 外部精度管理

衛生検査所の開設者は、検査業務について、外部精度管理調査（都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。）を受けなければならない。

2 外部精度管理調査を実施している機関等について

①全国的に実施している外部精度管理

- ・(社) 日本医師会
- ・(社) 日本臨床衛生検査技師会
- ・(社) 日本衛生検査所協会
- ・(社) 全国労働衛生団体連合会
- ・日本総合健診医学会

②各都道府県単位で登録衛生検査所等に対して実施する外部精度管理

- ・都道府県
- ・地域医師会
- ・地域臨床衛生検査技師会

③外国の団体による外部精度管理

- ・CAP(College American Pathologists) (アメリカ臨床病理学会)

④検査機器メーカー、試薬メーカー等による外部精度管理

3 外部精度管理の標準化に向けた外部精度管理機関の間の連携について

①日本臨床検査標準協議会(JCCLS)

日本における臨床検査の向上、発展を目指して臨床検査の標準設定のための協議、提案等を行うことを目的に、1985年に設立。2003年2月に公表された「臨床検査室一質と適合能力に対する特定要求事項」(ISO15189)の認定事業のための共同作業を準備。

②日本医師会(JMA)

日本医師会では、日本臨床衛生検査技師会、日本衛生検査所協会、都道府県医師会等で実施されている臨床検査精度管理事業の連携や標準化に向けた情報交換を行っている。

4 老人保健事業における精度管理について

- 成人病検診管理指導協議会の設置等（「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について」平成10年3月31日厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）
 - ・ 都道府県が、がん、心臓病等の成人病の動向を把握し、また、市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、協議会を設置・運営する。協議会は、循環器疾患等部会、胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、大腸がん部会及び成人病登録・評価等部会の7部会で構成。

精度管理に関する規定

健康診査に係る機関等

登録衛生検査所 (医療機関外で受託業務 を実施する場合)

- ・医療法
第15条の2
- ・医療法施行令
第4条の7第1号
- ・医療法施行規則
第9条の8第2項
- ・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律
第20条の3
- ・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則
第12条、同規則第12条の2
- ※精度管理に関する明文規定あり
(外部精度管理も含む)

検体検査業務の委託

医療機関 (病院、診療所)

医療機関内で受託業務 を実施する場合

- ・医療法
第15条の2
- ・医療法施行令
第4条の7第1号
- ・医療法施行規則
第9条の8第1項
- ※精度管理に関する明文規定あり
- ・病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日<課長通知>)

巡回健診実施者 (医療機関外の場 所で行う健康診断)

- ・巡回診療の医療法上の取り扱いについて(昭和37年6月20日<局長通知>)
- ・医療機関外の場所で行う健康診断の取り扱いについて(平成7年11月29日<局長通知>)

※精度管理に関する明文規定なし